

***** 投稿規程*****

投稿申込

(投稿資格)

1. 第一著者は本学会の正会員、準会員または名誉会員であり、投稿する年度までの定められた会費を納めていること。
- 1-2. 連名で投稿する場合は、著者の合計を4名以内とし、第一著者は本学会の正会員、準会員または名誉会員であること（第一著者以外は非会員でも構わない）。

(投稿原稿)

2. 投稿原稿は、①第三者の知的財産権その他一切の権利を侵害していないこと、②本著作物が二重投稿ではない（若しくは過去に一切公表されたことがない）こと、③本著作物が共同著作物である場合には、本学会への投稿が共同著作者全員の同意に基づくものであることを保証すること、④本著作物において第三者の著作物を引用するときは、出所を明示し、適法引用の範囲内で行うなど、一般社団法人日本観光研究学会「観光研究および日本観光研究学会全国大会学術論文集」著作権規程を順守していること。

- 2-2. 「一般社団法人日本観光研究学会倫理綱領」「軍事研究に対する本学会の対応について」を順守していること。

3. 投稿原稿の種類は、「論文」、「研究ノート・資料・調査報告」、「討議」、「書評・文献紹介」、および「論説」とする。

(論文)

4. 「論文」は、観光に関する研究、計画、調査、事業、運動などを扱うもので、目的・方法・結果・考察・結論等が明記されたもので、一つの論文はそれ自身で独立性を有し、完結した体裁を整えているもの（概要、アブストラクトのようなものではなく、フルペーパーとする）とする。

- 4-2. 投稿された論文は、学術委員会が別途定める「一般社団法人日本観光研究学会学術委員会ならびに大

会学術委員会 査読に関連する申し合わせ」に基づいて査読を行い、掲載の可否を決定し、著者に連絡する。

- 4-3. 論文採否の判定基準は下記の2点とする。

- (1) 論文の貢献（新規性を具備するとともに、獨創性、発展性、実務を含めた応用可能性、時宜性が総合的に認められるか）

新規性：内容が、既発表または既知のことに対して、新たな知見が認められること。

獨創性：内容が、既発表・既知のことから容易には導き出せない新たな進展が認められること。

発展性：内容が、将来の学術的・実務的な大きな成果につながる事が期待できること。

実務を含めた応用可能性：内容が学術上、実務上、その他実用上何らかの意味で応用できる価値があること。

時宜性：内容・研究対象・研究テーマが、社会的な背景・問題・緊急性に照らして時宜に適っていること。

- (2) 完成度（既存研究の参照と当該論文の位置づけ、目的・成果の明確性、資料・データの適切性、論理展開・分析の適切性、誤字・脱字を含めた文章表現・図表ナンバー等を含めた図表の適切性、全体構成がいずれも適切で十分に推敲されたものであるか）

(研究ノート・資料・調査報告)

5. 「研究ノート」、「資料」、「調査報告」は、観光に関わる既発表の研究成果への新たな解釈や追加データを提示するもの、新しい調査方法・実測方法・特色ある調査や実験の速報をするもの、特色ある計画・設計・施工などの提示をするもののいずれかの内容を含むこと。

(討議)

6. 「討議」は、既発表の「論文」、「研究ノート」、「資料」、「調査報告」等に関する質問や意見およびその回答であること。

(書評・文献紹介)

7. 「書評・文献紹介」は、単なる紹介ではなく、評者の立場から内容を詳細に検討し論評したものであること。

(論説)

8. 「論説」は、観光に関する自説の展開等を提示するものであり、新しい視点を有するとともに、自説の展開により事柄の是非を論理的に考察したり、社会経済環境変化により生じる新たな課題の提示をするものであること。

(原稿の採否)

9. 「論文」は学術委員会が査読の上、掲載の可否を決定する。
10. 「研究ノート」、「資料」、「調査報告」、「討議」「書評・文献紹介」「論説」は学術委員会が掲載の可否を決定する。

原稿の作成

(執筆の形式)

11. 投稿原稿は、投稿規程、執筆要項に定める様式にしたがい、原則として学会ホームページ上のフォーマットを利用して作成する。なお、図表・写真はカラーでも良い。
12. 投稿原稿は以下の構成に従うものとする。
- 「論文」
 題目、著者名、著者の所属、英語の要約、キーワード、本文、補注、引用・参考文献、日本語の要約
 「研究ノート」、「資料」、「調査報告」、「論説」
 題目、著者名、著者の所属、日本語の要約、キーワード、本文、補注、引用・参考文献
 「討議」
 題目、著者名、著者の所属、本文
 「書評・文献紹介」
 書名もしくは文献名、評者名、評者の所属、本文(編・著者名、書名、出版地、出版社、刊行年を明示)
13. 投稿原稿の言語は日本語を原則とし、外国語で作成する場合は英語とする。
14. その他の詳細は、執筆要項に定める。

投稿

(規定原稿ページ数)

15. 投稿原稿のページ数は原則として以下の規定ページ数以内とする。これを超える場合は、超過最大ページ数までは認める。

| 種 | 類 | 規定 ページ数 | 超過最大 ページ数 |
|-----------|---------|------------|--------------|
| 論 | 文 | 10 ページ | 10 ページ |
| 研 究 ノ ー ト | 資 料 | 6 ページ | 2 ページ |
| 調 査 報 告 | 調 査 報 告 | | |
| 論 | 説 | | |
| 討 | 議 | 6 ページ | 2 ページ |
| 書 | 評 | 2 ページ | 1 ページ |
| 文 | 献 紹 介 | | |

(投稿申込書)

16. 投稿に際しては、投稿申込書に必要事項を記入し、原稿とともにEメールに添付して提出する。投稿申込書書式は学会ホームページよりダウンロードする。

(投稿方法・原稿提出先)

17. 投稿の締切は、各月末とする。
18. 原稿は、電子データファイルをEメールに添付し提出する。
19. 電子データファイルの提出先は以下とする。

日本観光研究学会学術委員会事務局 宛

E-mail: sadoku@jitr.jp

20. 提出された原稿は原則として返却しない。

(「論文」の投稿と審査)

21. 「論文」の投稿に際しては、完成原稿および査読用原稿をそれぞれ提出するものとする。査読用原稿は、完成原稿から著者を特定できる部分(著者名、所属、謝辞等)を削除したものとする。
- 21-2. 投稿の際には、以下の電子データを電子メールに添付して提出すること。
- 1) 投稿申込書 (PDF 形式)
 - 2) 完成原稿 (氏名、所属入りのMSWord形式、PDF形式データ)
 - 3) 査読用原稿 (著者名、所属記載、謝辞等を削除したPDF形式データ)
- ※著者名は1ページ目、最終ページの2か所を忘れずに削除すること。
22. 受稿受付をした原稿は、学術委員会が「完成度確認」を行った後に査読者を選定し、査読を依頼する。
- 22-2. 学術委員会は査読者による審査結果報告にもとづいて掲載の可否、修正指示等の措置を決定し、投稿者(第一著者)に伝える。

22-3. 掲載可と判定された場合、当該論文の MSWord 形式電子データファイルとそれを用いて作成した PDF 形式ファイル、ならびに書誌情報データを所定の期日までに事務局に提出しなければならない。

(「研究ノート」、「資料」、「調査報告」、「討議」、「書評・文献紹介」、「論説」の投稿)

23. 「研究ノート」、「資料」、「調査報告」、「討議」、「書評・文献紹介」、「論説」の投稿に際しては、投稿申込書 (PDF 形式) ならびに原稿の電子データファイル (氏名、所属入りの MSWord 形式、PDF 形式) を E メールに添付して提出するものとする。

受稿・受理

(受付日)

24. 学術委員会事務局が投稿申込書ならびに紙原稿データを受け取った日付をもって受付日とする。ただし、投稿規程、執筆要項に沿わない原稿は、原則として受付しない。

投稿原稿の受付時に、下記の観点から「完成度確認」を行う。確認の結果、問題がなかった投稿原稿について、審査を行う。

- 1) 形式の確認 (著しい書式違反がないか)
- 2) 論旨展開、誤字脱字など十分に推敲された完成原稿であるか

(受理日)

25. 学術委員会が原稿掲載を認めた日を受理日とする。

校正と出版

(校正)

26. 受理後の校正では、誤植以外の修正は原則として認めない。ただし、学術委員会が必要と認めた場合は、この限りではない。

(出版・公開)

27. 受理された原稿は、「観光研究」に掲載されるとともに、「科学技術情報発信・流通総合システム」(J-STAGE)にて随時公開する。なお、カラー図表・写真を含む場合、機関誌には白黒で、J-STAGE にはカラーで掲載される。

(掲載料)

28. 掲載可となった場合、掲載料として 12,000 円に加えて、超過 1 頁につき 3,000 円を徴収する。

(著作権について)

29. 投稿原稿の著作権は、別途定める一般社団法人日本観光研究学会「観光研究および日本観光研究学会全国大会学術論文集」著作権規程に従う。

(抜刷)

30. 執筆者には、原則として本誌 3 部ならびに当該論文 PDF データを提供する。抜刷を希望する場合は執筆者が実費を負担する。

その他

31. 編集委員会が執筆依頼をおこなった原稿については本規程の適用外とする。

32. この規程を改訂したときは、改訂日をもって直ちに施行するものとする。

以上

2001.03.31 決定
2013.11.06 改訂
2014.12.06 〃
2015.07.31 〃
2017.04.01 〃
2017.06.29 〃
2020.10.01 〃

2023.1.28 改訂 (一般社団法人化による名称変更)